要旨

・この後に進行協議が予定されているが、傍聴に来られた原告方の前で、本 日提出した意見書の内容も踏まえて、今後の訴訟の進行について、若干の意 見を述べる。

1 本訴訟の争点

本訴訟の争点は、大きく分けて、①原告らのプライバシー権・人格権が 侵害されているのか? ②侵害されているとして、プライバシー侵害の違憲 性判断基準はどういうものであるべきか? ③本件におけるそのあてはめ 判断はどうなるかであると考える。

原告らが準備書面(5)で指摘したように、被告の反論は、まともに答えないものであり、かみ合っていないと思料するが、本訴訟のもつ重要な意義に踏まえて、原被告のかみあった主張と立証の下に、裁判所には現時点における最高水準の知見にもとづいた判断をしていただきたいと考える。

2 玉蟲意見書の要旨

今回、憲法学者である玉蟲先生の意見書を提出した。これは、この様な 観点からの求めに答えるものとなっている。

すなわち、第1に、いわゆる「自己情報コントロール権」についての憲法学および判例上の位置づけについて解説されている。そして、現代社会の高度な情報処理技術との関係で、その保障の重要性が述べられている。特に、番号制との関係では、機能論的アプローチの重要性の指摘は重要である。分野横断的なデータマッチングのための検索キーとなることにより、包括的な人格像が描かれてしまう危険性、丸裸にされてしまう危険性が、現代のプライバシー保障の観点から、そして、民主政の前提を守る上からも重大な問題であることが明確に指摘されている。

福祉国家・社会国家を目指すということからするならば、個人情報を収集することが多くならざるを得ないということを踏まえつつも、そうであるが故に、より一層それらの情報のとり扱いには慎重でなければならないことが指摘されている点は重要である。

第 2 に、その様に重要な権利であるプライバシー権を制約する場合の合 憲判定基準は、厳格でなければならないこと、慎重な憲法上の正当化審査が 要求されるべきであることが指摘されている。すなわち、個人情報の取得、 利用、保存、譲渡などの各過程において、それぞれの目的が公共の福祉を追 求するものといえるか、いえるとしても目的達成のための具体的な手段が目 的達成にとって必要かつ合理的なものといえるのか、が厳格に問われなけれ ばならないとされる。

第3に、この様な審査基準によるならば、番号法の利用事務が、税や社会保障分野における行政運営の効率化・迅速化、公平な給付と負担の実現にとって必要不可欠な範囲に限定されていることは疑わしく、むしろ、これらの目的の実現にとってかかわりがあると思われる情報を広く情報提供の対象として挙げている点で違憲であるとされる。次に、番号法 19 条 16 号により個人情報保護委員会規則による情報提供範囲の拡大を予定している点は、監視機関が情報提供範囲の拡大について権限を持つことになり、著しく合理性を欠き、違憲と評価すべきであるとされている。さらに、19 条 14 号が「刑事事件の捜査」のための情報提供を許容し、個人情報保護委員会の権限も及ばない点や、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」にも情報提供を認めている点などは、警察や行政機関による範囲拡大を限界づける意味を持ちえず、個人番号の利用を濫用するものであり、必要性・合理性を満たさず違憲であるとされている。

今回提出した意見書は、おおよそ以上のような内容となっている。

なお、九州の訴訟でお願いした学者の方の意見書は、特に番号法 19 条 14 号の違憲性について論述されていると聞いており、近日中に提出できる予定である。

3 今後の進行について

原告らは、この意見書の論述を基礎として、次回までに法律論の整理を 行うと共に、証拠の追加提出と人証の申請を行いたいと考えている。

証拠としては、1つは、来る3月7日に横浜地方裁判所で行なわれる同種訴訟における弁護士証人やマイナンバーのシステムに関することも含めた内容を証言する自治体職員関係の証言調書等、他には、最近報道等もされているマイナンバー事務の無断再委託事件に関するもの、それらの監視監督関係でも問題となる個人情報保護委員会の監督能力に関するもの、そして、マイナンバーカードの健康保険証との一体化や消費税増税対策としてのポイント制にマイナンバーを利用することなど、マイナンバーカードの利用拡大に伴う危険性の増大に関するものなどを予定している。

それと共に、学者証人等の申請も準備したいと考えている。
以上